

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例(五八・人事課)……………	3
職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例(五九・人事課)……………	4
秋田県石油コンビナート等防災本部条例の一部を改正する条例(六〇・総合防 災課)……………	5
秋田県流域下水道設置条例及び秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条 例(六一・市町村合併支援室)……………	6
秋田県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例(六二・障害福祉課)……………	6
秋田県薬局開設許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例(六三・医務薬事 課)……………	7
クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例(六四・生活衛生課)……………	7
秋田県卸売市場条例の一部を改正する条例(六五・流通経済課)……………	8
秋田県屋外広告物条例及び秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例(六六 ・都市計画課)……………	8
秋田県警察組織条例の一部を改正する条例(六七・警務課)……………	9

この号で公布された  
条例のあらまし

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五八号)

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員に関する法律の一部を改正する法律(平成一六年法律第八五号)による地方公務員法(昭和五五年法律第二六一号)及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成一四年法律第四八号)の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整理を行うこととした。

- (一) 職員等の旅費に関する条例(昭和二六年秋田県条例第三号)
- (二) 地方公務員法第八條第五項の規定により出頭した証人の費用弁償に関する条例(昭和二六年秋田県条例第四八号)
- (三) 秋田県退職年金等および退職一時金等の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例(昭和三二年秋田県条例第二七号)
- (四) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成一四年秋田県条例第六九号)

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五九号)

- 1 旅行命令簿及び旅行依頼簿を電磁的記録により作成することができることとした。(第四條關係)
- 2 旅費の請求に係る電磁的記録及び資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該電磁的記録等を提出したものとみなすこととした。(第一五條關係)
- 3 県内旅行の場合における日当の額は、宿泊した場合を除き、定額の二分の一に相当する額とするともに、鉄道一〇〇キロメートル未満等の旅行の場合における日当の額を定額の二分の一に相当する額とする特例を廃止することとした。(第二〇條關係)
- 4 近距離旅行(在勤公署から四キロメートル以内の地域内における旅行をいう。)については、公務上の必要により宿泊した場合等を除き、旅費を支給しないこととした。(第二七條關係)
- 5 近距離旅行以外の同一市町村内における旅行については、公務上の必要により多額の運賃を要する場合等を除き、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料を支給しないこととした。(第二八條關係)
- 6 5における市町村は、平成一七年三月三十一日までの間は、平成一六年四月一日における市町村によることとした。(附則第四項關係)

7 その他

- (一) 他所要の規定の整備を行うこととした。
- (二) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県石油コンビナート等防災本部条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六〇号)

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律(平成一六年法律第六五号)による石油コンビナート等災害防止法(昭和五〇年法律第八四号)の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

秋田県流域下水道設置条例及び秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六一号)

仙北郡美郷町を設置することに伴い、次の条例について所要の規定の整備を行うこととした。

- (一) 秋田県流域下水道設置条例(昭和五七年秋田県条例第二二号)
- (二) 秋田県立高等学校設置条例(昭和三九年秋田県条例第一号)

秋田県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六二号)  
障害者基本法の一部を改正する法律(平成一六年法律第八〇号)の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

秋田県薬局開設許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六三号)

1 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可を申請する者から手数料を徴収することとし、その額を一件につき三〇、〇〇〇円とする  
こととした。

2 その他

- (一) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六四号)

1 クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業とする者は、業務従事者が結核、皮膚疾患その他伝染するおそれのある疾病にかかった場合には、直ちにその旨を主たる営業区域を所管する保健所長に連絡し、その指示に

従わなければならないこととした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

秋田県卸売市場条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六五号)

1 業務規程で定めるところにより、卸売市場の開設者が、生鮮食品等の適正な取引及び価格の形成を阻害せず、かつ、買受人に著しい不利益を及ぼさないと認めるときは、卸売業者がこれを買受けることができることとした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

秋田県屋外広告物条例及び秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六六号)

都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成一六年法律第一〇九号)による都市緑地保全法(昭和四八年法律第七二号)等の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整備を行うこととした。

- (一) 秋田県屋外広告物条例(昭和四九年秋田県条例第二〇号)
- (二) 秋田県立都市公園条例(昭和五〇年秋田県条例第七号)

秋田県警察組織条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六七号)

1 警察署の再編整備

(一) 秋田県鷹巣警察署及び秋田県森吉警察署を統合し、秋田県鷹巣森吉警察署を設置することとした。

(二) 秋田県秋田警察署を分轄し、秋田県秋田中央警察署及び秋田県秋田東警察署を設置することとした。

(三) 秋田県矢島警察署を秋田県本荘警察署に統合することとした。

(四) 秋田県増田警察署を分轄し、秋田県横手警察署及び秋田県湯沢警察署に統合することとした。

2 その他

- (一) 他所要の規定の整備を行うこととした。
- (二) この条例は、一部を除き、平成一七年四月一日から施行することとした。
- (三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

## 条 例

職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第五十八号

職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

**第一条** 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和二十六年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「の規定」を削り、「第九条第十二項」を「第九条の二第十二項」に、「に基き」を「の規定に基き」に改める。

(地方公務員法第八条第五項の規定により出頭した証人の費用弁償に関する条例の一部改正)

**第二条** 地方公務員法第八条第五項の規定により出頭した証人の費用弁償に関する条例(昭和二十六年秋田県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

題名中「第八条第五項」を「第八条第六項」に改める。

第一条の見出しを「(費用弁償の支給)」に改め、同条中「この条例は、」を削り、「第八条第五項」を「第八条第六項」に、「基き、その権限の行使に関する審査を行うため、」を「基き」に改める。

(秋田県退職年金等および退職一時金等の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例の一部改正)

**第三条** 秋田県退職年金等および退職一時金等の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例(昭和三十二年秋田県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「の各号」を削り、同項第五号中「第九条第一項」を「第九条の二第一項」に改め、同条第五項中「の各号」を削る。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第四条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「第五条第一項」を「第七条第一項」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十月四日

### 秋田県条例第五十九号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「左の」を「次の」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「第五条第一項」を「次条第一項」に、「基き」を「基づき」に改め、同条第四項中「変更するには、」の下に「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）又は書面をもつて作成された」を、「事項を」の下に「記録し、又は」を加え、「但し」を「ただし」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第五項中「記載事項及び様式」を「記録事項又は記載事項、様式その他の必要な事項」に改める。

第十五条第一項中「所定の」の下に「事項を記録した電磁的記録又は所定の」を加え、「書類を」を「資料を」に、「添付書類」を「資料」に改め、同条第五項中「請求書及び必要な添付書類」を「電磁的記録、請求書及び資料」に改め、「種類、」の下に「記録事項又は」を、「期間」の下に「その他の必要な事項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項に規定する電磁的記録又は資料の提出が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて知事が定めるものをいう。）により行われたときは、支払担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該電磁的記録又は資料を提出したものとみなす。

第二十条第二項を次のように改める。

2 県内旅行（一の都道府県の区域内における旅行をいう。）の場合における日当の額は、宿泊した場合を除き、前項の規定にかかわらず、同項の定額の二分の一に相当する額による。

第二十条第三項を削る。

第二十七条を次のように改める。

（近距離旅行の旅費）

第二十七条 近距離旅行（在勤公署から四キロメートル以内の地域内における旅行をいう。以下同じ。）については、旅費は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

秋田県知事 寺 田 典 城

一 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合には、別表第一に定める宿泊料

二 赴任を命ぜられた職員が、県公舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第二の鉄道五十キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その二分の一に相当する額）の移転料

第二十八条の見出し中「在勤地」を「近距離旅行」に改め、同条第一項中「在勤地」を「近距離旅行」に、「各号の一に」を「各号のいずれかに」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「前号の規定に該当する場合を除くほか、」を削り、「止む」を「やむ」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 前条第二号に該当する場合には、同号に規定する額の移転料

第二十八条第一項第三号及び第二項を削る。

第三十五条第四項中「第二十条第二項、」及び「日当、」を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 鉄道百キロメートル未満、水路五十キロメートル未満又は陸路二十五キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除き、前項の規定にかかわらず、同項の定額の二分の一に相当する額による。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道四キロメートル、水路二キロメートルをもつてそれぞれ陸路一キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

附則に次の一項を加える。

4 第二十八条の規定を適用する場合における同条の同一地域は、平成十七年三月三十一日までの間は、平成十六年四月一日における市町村の存する地域による。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に発せられる旅行命令又は旅行依頼によって行う旅行について適用し、同日前に発せられた旅行命令又は旅行依頼によって行う旅行については、なお従前の例による。

秋田県石油コンビナート等防災本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十月四日

## 秋田県条例第六十号

秋田県石油コンビナート等防災本部条例の一部を改正する条例

秋田県石油コンビナート等防災本部条例(昭和五十一年秋田県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条第八項」を「第二十八条第九項」に改める。

## 附 則

この条例は、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十五号)の施行の日から施行する。

秋田県流域下水道設置条例及び秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第六十一号

秋田県流域下水道設置条例及び秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例

(秋田県流域下水道設置条例の一部改正)

第一条 秋田県流域下水道設置条例(昭和五十七年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県秋田湾・雄物川流域下水道の項中「六郷町、中仙町及び仙北町」を「中仙町、仙北町及び美郷町」に改める。

(秋田県立高等学校設置条例の一部改正)

第二条 秋田県立高等学校設置条例(昭和三十九年秋田県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表秋田県立六郷高等学校の項中「仙北郡六郷町」を「仙北郡美郷町」に改める。

## 附 則

この条例は、平成十六年十一月一日から施行する。

秋田県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第六十二号

秋田県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

第一条 秋田県障害者施策推進協議会条例(昭和四十七年秋田県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十七条第三項」を「第二十四条第三項」に改める。

第二条 秋田県障害者施策推進協議会条例の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第三項」を「第二十六条第三項」に改める。

#### 附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十号)第二条の規定の施行の日から施行する。

秋田県薬局開設許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県条例第六十三号

秋田県薬局開設許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県薬局開設許可等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。  
別表中十七の項を十八の項とし、九の項から十六の項までを一項ずつ繰り下げ、八の項の次に次のように加える。

九 法第三十九条第一項の規定による高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可の申請

三万円

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成十七年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の秋田県薬局開設許可等手数料徴収条例別表の規定の適用については、同表九の項中「法」とあるのは、「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)附則第十七条第二項の規定により行う同法第二条の規定による改正後の法」とする。

クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十月四日

#### 秋田県条例第六十四号

クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例

クリーニング業法施行条例(平成十四年秋田県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号イ中「所在地」の下に「(法第五条第二項の規定による届出をした営業者にあっては、主たる営業区域)」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十月四日

#### 秋田県条例第六十五号

秋田県卸売市場条例の一部を改正する条例

秋田県卸売市場条例(昭和四十六年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「行なう」を「行う」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、業務規程で定めるところにより、開設者が、生鮮食品等の適正な取引及び価格の形成を阻害せず、かつ、買受人に著しい不利益を及ぼさないことを認めるときは、この限りでない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県屋外広告物条例及び秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県条例第六十六号



秋田県屋外広告物条例及び秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例

(秋田県屋外広告物条例の一部改正)

**第一条** 秋田県屋外広告物条例(昭和四十九年秋田県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改め、同項第二号中「都市緑地保全法」を「第三章」を「第五章」に、「緑化協定」を「緑地協定」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、同項第七号中「電話ボックス」を「電話ボックス」に改める。

(秋田県立都市公園条例の一部改正)

**第二条** 秋田県立都市公園条例(昭和五十年秋田県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「の各号」を削り、「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第六条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、「の各号」を削り、同条第二項中「の各号」を削る。

第七条中「第五条第二項、」を「第五条第一項又は」に、「又は第三項」を「若しくは第三項」に改める。

第九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同条第四号中「第十一条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

第十条及び第十一条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第十四条の見出し中「公園予定地」を「公園予定区域」に改め、同条中「第二十三条」を「第三十三条」に、「公園予定地」を「公園予定区域」に改める。

別表第二第一号中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

#### 附 則

この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百九号)の施行の日から施行する。

秋田県警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十月四日

#### 秋田県条例第六十七号

秋田県警察組織条例の一部を改正する条例

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県警察組織条例(昭和二十九年秋田県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。  
別表秋田県鷹巣警察署の項を次のように改める。

秋田県鷹巣森吉警察署	北秋田郡鷹巣町鷹巣字下家下一番地	北秋田郡のうち 鷹巣町、森吉町、阿仁町、合川町、上小阿仁村
------------	------------------	----------------------------------

別表秋田県森吉警察署の項を削り、同表秋田県秋田臨港警察署の項中

を	秋田市のうち 飯島、金足、上新城、港北、下新城、將軍野、外旭川、土崎港、寺内	秋田市のうち 土崎港、寺内、外旭川、飯島、上新城白山、上新城小又、上新城湯の里、上新城石名坂、上新城保多野、上新城五十丁、上新城中、上新城道川、下新城笠岡、下新城岩城、下新城小友、下新城青崎、下新城長岡、下新城中野、金足
		に改め、同項の次に次のように加える。

秋田県秋田中央警察署	秋田市千秋明徳町一番九号	秋田市のうち 泉(北、菅野、中央、南、字登木に限る。)、牛島、大住、大町、御野場、卸町、川尻、川元、旭南、旭北、高陽、山王、千秋、中通、檜山(石塚町、太田町、字石塚谷地、字太田沢を除く。)、仁井田(字沖谷地、字刈切、字桑谷地、字五十五枚、字塚廻一番から百三十四番一までを除く。)、茨島、保戸野、南通、八橋、新屋、下浜、豊岩、浜田、向浜
------------	--------------	--

別表秋田県秋田警察署の項を次のように改める。

秋田県秋田東警察署	秋田市上北手百崎字内山六十番地の二	秋田市(秋田県秋田臨港警察署及び秋田県秋田中央警察署の管轄区域を除く。) 河辺郡
-----------	-------------------	---

別表秋田県本荘警察署の項中「西目町」の下に「、矢島町、鳥海町」を加え、同表秋田県矢島警察署の項を削り、同表秋田県大曲警察署の項中「、六

郷町」及び「千畑町」を削り、「仙南村」を「美郷町」に改め、同表秋田県横手警察署の項中

横手市

平鹿郡のうち

平鹿町、雄物川町、大森町、大雄村、山内村

を  
横手市  
平鹿郡  
雄勝郡東成瀬村

に改め、同表秋田県増田警察署の項

を削り、同表秋田県湯沢警察署の項中「雄勝町」の下に「稲川町、皆瀬村」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表秋田県大曲警察署の項の改正規定は平成十六年十一月一日から、同表秋田県秋田臨港警察署の項の改正規定、同項の次に次のように加える改正規定及び同表秋田県秋田警察署の項の改正規定並びに附則第三項の規定は平成十七年二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前において、次の表の上欄に掲げる警察署長がした処分その他の行為（以下「処分等」という。）又は同欄に掲げる警察署長に対してされた申請等とみなす。

秋田県鷹巣警察署長	秋田県鷹巣森吉警察署長
秋田県森吉警察署長	秋田県本荘警察署長
秋田県矢島警察署長	秋田県横手警察署長
秋田県増田警察署長（平鹿郡のうち増田町若しくは十文字町又は雄勝郡東成瀬村の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）	秋田県横手警察署長

秋田県増田警察署長（雄勝郡のうち稲川町又は皆瀬村の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）  
秋田県湯沢警察署長

3 平成十七年二月一日前において、次の表の上欄に掲げる区分に応じ秋田県秋田警察署長がした処分等又は秋田県秋田警察署長に対してされた申請等は、同表の下欄に掲げる警察署長がした処分等又は同欄に掲げる警察署長に対してされた申請等とみなす。

秋田市のうち秋田県秋田中央警察署の管轄区域となる区域に係る処分等又は申請等	秋田県秋田中央警察署長
秋田市のうち秋田県秋田東警察署の管轄区域となる区域又は河辺郡の区域に係る処分等又は申請等	秋田県秋田東警察署長

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 印刷所

秋田県松原印刷株式会社  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五  
 E-mail:matsubara@matsubaranatsushu.co.jp